

次に、議席10番、田山文雄君。

〔10番 田山文雄君登壇〕

○10番（田山文雄君） 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆様におかれましては、早朝より、また足元の悪い中、議会にお越しいただきまして大変にありがとうございます。

議席番号10番、田山文雄でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って3項目3点についての一般質問をさせていただきます。執行部の誠意ある答弁をよろしく願いいたします。

まず、1項目目の自転車マナー等の向上についてお伺いをいたします。信号無視などの危険な行為を繰り返す自転車運転者に講習受講を義務づける改正道路交通法が、本年6月1日に施行をされました。平成26年の自転車乗用中の交通事故件数は10万9,269件、平成22年以降減少傾向にあるものの、交通事故件数に占める割合は19.0%といまだに2割程度で推移しています。また、自転車事故による死者数は540人で依然として多く、悪質な運転への対策が求められています。この改正道路交通法の施行により、酒酔い運転など14項目の悪質運転危険行為で複数回摘発をされますと、自転車運転者講習の受講が義務づけられます。危険行為をした運転手は、警察官から指導、警告を受け、従わない場合には交通違反切符を交付され、違反切符が3年間で2回以上交付されますと、都道府県公安委員会から3カ月以内に自転車運転講習を受けるよう命じられます。

この講習は、14歳以上が対象で、3時間、自分の運転がいかに危険だったかを気づかせ、改善を促すものであります。受講するには手数料として5,700円、これは標準額でありまして、都道府県ごとに金額は異なるわけではありますが、これを用意して、運転免許試験場や県警本部など指定された会場へ行かなければなりません。この講習を受けないと5万円以下の罰金が科せられます。悪質運転危険行為の中にある安全運転義務とは、ハンドルやブレーキを正確に操作し、周りの状況に応じて他人に危害を与えない速度と方法で運転をしなければならないというものであります。具体的には、スマートフォンの操作や音楽を聞きながらの運転、傘差し運転、2人乗り、ほかの自転車との並行運転などで注意を欠き、事故を起こした場合が違反になると想定をされています。罰則強化の背景には、交通事故全体に占める自転車事故の割合が2割程度で高どまりしていることや、自転車事故の死傷者の6割超が信号無視などの法令に違反していたことがあります。

また、この自転車事故で被害者に後遺症を負わせた結果、数千万円の損害賠償が科された判決などを踏まえ、深刻な事故を抑制する狙いもあります。あわせて警察庁は、自転車保険の加入も勧めているのが現状であります。現在、各地域の警察を中心に、改正法の周知に努めていると思いますが、いまだ具体的な内容を知らない住民の人が多いのが実態であります。こうした中において、自転車利用者への周知徹底を図るとともに、これを景気に社会全体で自転車マナー等の向上を推進していくことが重要であると思いますが、当町の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、2項目目の動物愛護についてお伺いをいたします。動物愛護管理法では、国民の間に広く動

物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていくため、この9月20日から26日を動物愛護週間と定められています。しかし、現状、日本では、毎年たくさんの犬や猫が、この行政施設で殺処分をされています。平成25年度に全国自治体で殺処分されたペットの数は、犬が2万9,344頭、猫が10万8,924頭、計13万8,268頭にも上ります。茨城県の犬猫の殺処分数は減少しているとはいえ、いまだに全国ワーストツーという不名誉な結果でもあります。

そもそも住民に一番近い自治体である市町村には、狂犬病など動物由来の伝染病などの担当部課はあっても、動物愛護が所管業務となっていないのが実情でもあります。住民に最も身近な自治体、市町村が、この動物愛護の精神の啓発や譲渡活動を目に見える形で推進することが望まれておりますが、当町の取り組みについてお伺いをいたします。

また、3項目めの有権者の投票率向上の取り組みについてお伺いをいたします。近年、若者を初めとする有権者の投票率が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは喫緊の課題であります。明年の参議院選挙から選挙権が18歳に引き下げられることも見据え、有権者一人一人に着目したさらなる投票機会の創出や利便性の向上が求められているところであります。そこで当町としての取り組みについてお伺いをいたします。

以上、3項目3点についての1回目の質問を終わります。

○議長（倉持 功君） 最初に、自転車マナー等の向上についての質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長 佐藤友久君登壇〕

○総務部長（佐藤友久君） それでは、田山議員の1項目め、自転車マナー等の向上についての道路交通法改正に伴い、社会全体で自転車マナー等の向上を推進していくことが重要であると思うが、当町の取り組みについてとのご質問にお答えいたします。

田山議員のご指摘のように、平成27年6月1日より道路交通法の一部改正に伴い、交通の危険を生じさせる違反を繰り返す自転車の運転者には、安全運転を行わせるため、講習の受講が義務づけられるなど自転車マナーが社会的問題になってきているところであります。まず、当町の自転車事故の状況でございますが、警察署発表の自転車事故として扱われたものでございますが、平成26年度は境警察署管内で39件、平成27年は8月25日現在で36件発生しております。

さて、当町の取り組みでございますが、境警察や交通安全協会、交通安全母の会の協力を得て、春には各小中学校の自転車による交通安全教室を7回実施し、年度末には各小学校6年生を対象に6回実施をし、自転車の日常点検要領や安全で正しい乗り方を指導し、交通マナーと交通安全意識の高揚に努めているところであります。また、高齢者の方々には、境町老人クラブ連合会が主体となり、春と秋の2回に分けて交通安全教室を実施しているところでございます。さらに、毎年10月には、茨城県高齢者自転車運転競技大会が実施されており、境地区の1市2町により交代で参加をしておりますが、今年度は境地区が参加予定となっておりますので、境町の老人会より選ばれた6名の方が安全協

会や境警察署の指導を受けながら、大会に向けて自転車運転のマナーと技術向上に取り組んでいるところでもあります。

さらに、各期にわたる交通安全キャンペーン等には、交通安全協会、交通安全母の会や安全運転管理者協議会などの団体や境警察署と連携をとりながら、安全運転の啓発等を行っているところであり、8月7日現在において、境警察署管内の交通死亡事項が365日、1年間発生していないということで、これまでの記録283日を大きく更新し、現在も継続中であります。今後におきましても、関係団体の協力を得ながら、自転車運転マナーの取り組みや交通安全対策を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） わかりました。自転車のマナーの向上というのは、本当に一人一人が意識をしないと、なかなかできないというふうには思います。今ちょっと聞いてびっくりしたのですが、26年、27年で39件、36件とあった。27年は、これからまだありますから、きっとまたふえる可能性もあるわけで、境町は自転車事故が多いのかなと思うのですが、ちなみに36件の内訳といたしますか、例えば小中学生とか、そういう年代的な区分というのがわかれば教えていただきたいと思うのですが。

○議長（倉持 功君） 防災安全課長。

○防災安全課長（野村静喜君） それでは、田山議員さんの再質問にお答えをいたします。

36件という交通事故、これは警察の発表したものでございまして、その内訳、詳細等については確認をしていない状況にありますが、警察の発表によりますと、茨城県内の自転車の境地区の発生状況なのですが、大体平均ぐらいだということは承っております。

以上でございます。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） はい、わかりました。一応道路交通法が改正をされて、多分大人の方も皆さん知らないと思うのです。要するに自動車と一緒にのだよという、要するに警察官に切符を切られる。2回切られると、今度は罰則といたしますか、講習も受けなくてはいけないし、その講習を受けるためにお金も払わなくてはいけないのだよという、このことを本当はふだん何気なく乗っている、これは子供たちもこれから必要だと思うのですが、普通に大人の方も非常にこれは必要なことかなと思います。

ただ僕なんか思っているのは、よく例えば道路を車で通るときに、学校を出たときは多分中学生のお子さんなんかは、割とちゃんと守って出ているのだと思うのですが、場合によっては本当に道を4台並行して連なったりとか、夜に危ないのは、ライトをつけないのかなという、そういう人もたまに見受けるときあるわけですが。これからは今までみたいに何も警察にも注意されないのではなくて、本

当に車と同じよう切符を切られるのだということをやっぱりこれは周知徹底していく必要があるのではないかなというふうに一つは思うのです。

学校の取り組みとしては、これ小学生やっているとと思うのですが、今後、法改正に伴って、特に中学生にこの辺を教えていく、そういう何かあるとは思うのですが、それちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（倉持 功君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（野村静喜君） それでは、質問にお答えをいたします。

ただいまの大人の方または中学生に対してのルール徹底ということですが、これにつきましては安全協会や交通安全母の会の協力を得まして、各期交通安全キャンペーン等でドライバーや通行する自転車の方に対しても、安全運転を呼びかけたりして行っております。また、この道路改正法に伴いまして、守ろう自転車の交通ルールと題しましてパンフレットを作成しております。小学生用、中学、高校生用、さらには一般向けの3種類を作成いたしまして、キャンペーンや講習会等で配布することでマナー向上に努めているところでございます。

今後におきましても、警察や関係団体、関係機関と連携を深めながら、自転車利用のルール、マナー、向上に向けて交通安全対策に努めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） なかなかこれはいい方法は、正直言ってそうはないとは思っています。僕も誰だったかな、誰かの講習を受けたときに非常に印象に残る言葉があって、要するに中学生の皆さん、今ヘルメットかぶっていますね。でも、大人はヘルメットかぶらないですよねという話を前されたときに、ある意味、確かに大人のマナーというのですか、それが本当は必要かなと思うのです。これはこういった自治体もあるということだけですが、中には高齢者に一部助成をしてヘルメットを推進するとか、そういうことをやっているところも実はあるのです。これがいいとは言わないですよ、僕も実際。では、大人がヘルメットをかぶれるかという、なかなか難しいなどは僕は感じてはいるのですが、ただやっぱり意識として、やはり交通ルールを自転車も同じようにしっかり守らなくてはいけないということをちゃんと認識しなくてはいけないということを大人の方にもぜひちゃんと回覧板を通してでも、さっき課長からそういうものをつくっているという話もありましたけれども、周知徹底をぜひ町としてもお願いをしたいと思います。

また、これもどうかとは思いますが、中には東京で自転車の免許証みたいのを発行しているところもあるとか、やっぱりこれは講習を受けた方が、この人はということで多分出している

のだと思うのですが、そういう形で取り組みをしていただきたいと思います。具体的に何かいい方法があればなのですが、何か町長からあるのですか。

○議長（倉持 功君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長，橋本正裕君。

○町長（橋本正裕君） それでは、田山議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

本当に自転車の事故，これは今，何が多いかというと，これが損害賠償に発展をして，自転車の事故にもかかわらず保険金額，賠償金額が数千万になってしまうと。そのときに保険に入っていないがために支払いに困ったりとか，払えないという状況が起きているというのが，多分，今マスコミ等でも取り上げられているところであると思いますし，もう一つは，やはり公明党さんのほうで2011年12月から，この自転車のマナーアップ向上，これを訴えてずっとやられているかと思うのですけれども，そういった中で近隣というか，喫緊の状況としましては，多分兵庫県がことしの3月末に条例を制定いたしましたよね。これは多分公明党さんが出したのかな。

〔「多分ね」と言う者あり〕

○町長（橋本正裕君） それで，4月から施行で，10月1日からは保険の全県民義務化をしたところだと思うのです。ですので，やっぱり今後，境町も，実はサイクリングロードが非常に人気でありまして，先般も取手のほうから境町から取手のレースをやりたいとか，この間は前橋市のほうから，前橋市長なんか土手を使って，利根川を使って，サイクリングでちょっと観光誘致をしないかというようなお話をいただいたりとか，道の駅ではよくちょっと高い自転車ありますね，乗りづらいような。ああいう自転車，1台50万とか30万する，そういう自転車がいっぱいあっていて，道の駅にそういう自転車の何かをつくったらいいのではないかとと言われるぐらい，自転車人口が今，ふえております。そうすると，やはり田山議員おっしゃるとおり，さまざまな施策を展開していかなくてはならないだろうというのがありますし，先ほどの子供たちとか，それから高齢者の方に，そういう事故になったときお金払わなくてはならなくなるよということも教えていかなくてはならないと思うのです。

ですので，そういった部分，今多分大阪府，東京都，それから兵庫県とか，あと福岡でも今度始まるのかな。多分先進地はもうどんどん始まってきているので，ぜひそういった情報があれば，田山議員のほうからも，あそこ見に行ったらいいよとか，取手なんかはソフトの面です。ハードではなくて，ソフトの面の施策を打って，取手競輪なんかがあったものですから，いろいろなソフトの施策を打って，取手は自転車の町だというようなこともやっているみたいなので，そういったところもぜひ教えていただいて，研修して，そういったところを取り入れられるところがあれば実際に取り入れていけるような，そういうことも考えていかなければならない時代だなというふうに町も思っておりますので，よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し，質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） 済みません。今、町長から明確に答弁いただきましたので、これら本当に走り出したばかりのあれですけれども、どうかその辺周知徹底等、またもし本当にスタート、多分みんなこれからだと思ふのです。行っていただきたいと思ひまして、これは要望して終わりたいと思ひます。

○議長（倉持 功君） これで自転車マナー等の向上についての質問を終わります。

次に、動物愛護についての質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長 佐藤友久君登壇〕

○総務部長（佐藤友久君） 次に、2項目め、動物愛護についての動物愛護の精神の啓発や積極的な取り組みが必要であると思ふが、当町の取り組みについてとのご質問にお答えいたします。

人の命が大切なように、動物の命についても、その尊厳を守るということは動物愛護の基本ですが、残念ながら一部の心ない飼い主の飼養義務放棄により野犬化し、住民への恐怖心、または農作物への影響等を与えているということも事実でございます。このため当町では、毎年、動物愛護及び管理に関する法律、茨城県動物愛護及び管理に関する条例に基づく飼い主の飼養義務マナーまたは狂犬病予防注射について、広報紙による啓蒙啓発を行っております。また、平成15年度より避妊去勢手術の助成制度を設け、望まない妊娠を防ぐための対策を講じております。

ご指摘の町独自の条例ということですが、県内では守谷市などが制定した経過がございます。当町におきましては、まずは法律、県条例により、飼い主のマナー、モラル向上に向けて広報活動等による取り組みを行いながら、近隣市町の取り組みなどを参考に、これからも小さくとも尊い命を大切にしていくことで、人と動物が共存できる地域づくりを目指していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） 第1回目の質問で、実は、その条例ということは入れてなかったもので、再質問でしようと思っていたのですが、先ほど答弁でもあったとおり、茨城県内では、最近ですと、守谷市や牛久市、阿見町、自治体が動物愛護条例というのを制定したわけですね、自治体として。その愛護条例を設置したことによって、書いてある内容というのは、本当に飼い主が普通に動物を飼うために必要なことだと思ふのですが、明らかに殺処分数が減ったというのですね、この条例を制定したことによって。これも我が党で今、県内で進めているところでもあるのですが、ここに平成26年度の市町村別の収容頭数というのがありまして、これを見ると、境町が26年度、犬の捕獲というのは73頭なのです。ちなみに水戸市が101頭なのです。坂東市もちょっと多いのですが、126頭ですか。でも、人口比率から単純に見ると、境町の73頭というのは、何かちょっと多いような感じがするのですが、この辺について町の分析というか、何かお願いしたいと思ふのですが。

○議長（倉持 功君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（野村静喜君） ただいまの質問に対してお答えをいたします。

犬の捕獲数、当町、平成26年度、私の資料では74頭ということになっております。この捕獲なのですが、県西地区の自治体において、自治体が引き取りを行っている、担当しているところが境町と坂東市なのです。ということから、境町が74頭、坂東市が199頭と頭数が多くなっております。これにつきましては、やはり住民からの苦情に対して町が引き取りを行っているということから、統計上、数字が多いのかなというふうを考えております。ちなみに、隣の五霞町さんでは、統計上1頭ということになっております。五霞町さんとほかの市町村では、こうした苦情があった場合、捕獲箱の貸し出しとか、そういうことは実施しているのですが、職員が出向いて捕獲するとかいうことは行っておりません。そうしたことも関係しているのかなというふうを考えております。

以上でございます。よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） ちょっと僕の持っている資料は若干古いのだなと今わかったのですが、ただ県西地区ではここと坂東しかないのだよという話もあり、ただこのデータ見ても、一応みんな大体ゼロというところが1カ所だけで、阿見町がこれはゼロになっているのですが、ほかはみんな数字が入っているわけです。だから、町が引き取らないからというだけではなくて、これはやっぱり向こう多分、笠間のほうですが、あそこで処分をされた犬なのかなというふうに思うのです。

前にも、僕もこれ何度か動物愛護ということでは質問させていただきました。頭数が確かに数字だけ見るとちょっと多いなという感じはしているのですが、やっぱり一番大事なことというのは、動物を飼い主の方がちゃんと面倒を見るというのがもちろんなのですが、本当に動物を大事にしなくてはいけないという意識をちゃんとつけなくてはいけないのかなという気はしているのです。先ほども質問の中で言ったように、全国ですけれども、犬が2万9,000頭、猫が10万8,000頭も毎年、25年度ですけれども、殺処分されている、命を奪われているという、本当にこのことというのはやっぱり考えなくてはならないし、今いろんな自治体で殺処分ゼロを目指すということで取り組んでいるところ結構あります。

前に質問したときに、僕、たしか質問の中で言ったような気がするのですが、ある外国の、ドイツの人の話という中で、ドイツという国はペットの殺処分という概念がないのだという、そういう文書があったわけです。それを多分紹介したことあったと思うのですが、要するにペットの殺処分ということがドイツにはない。だからかどうかわかりませんが、今、難民の問題でも、すごいドイツの方はその辺、命を大事にされて、受け入れもすごく寛容な国だなというふうに思ったりもしているのですが、だからそういったやっぱり意識が本当に必要なのかなというふうに思うのです。そのため

にも、では一番どこがそれをできるか。ボランティア団体だけに任せたらいいのかというだけではなくて、やはり境町の役場の、さっきも言ったように、確かに担当の課はあるのだけれども、では動物愛護について具体的な何かを、働きかけをいっぱいしているかということ、そういうこともないと思うのです。職員の方、仕事が忙しくて大変だなとは思いますが、その辺の取り組みもぜひ僕は必要だなというふうに思います。

ちなみに、さっき言った今度動物愛護週間というのがあるのですが、境町として、この動物愛護週間に具体的な何かをやるというか、そういうことがあるかどうか、ではちょっとだけ聞いていいですか。

○議長（倉持 功君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（野村静喜君） お答えします。

動物愛護週間に関連して何か取り組みはあるのかということでございますが、以前ご指摘を受けまして、写真の展示等を実施した経緯がございますが、今回については予定しておりません。動物愛護に対しましては、やはり議員さんご指摘のように、人と動物が共存していく重要なことだと考えております。例えば、飼い主のマナー向上、ノーリードでは違反になることや、散歩前にはトイレを住ませるなど基本的なことから今後も啓発等を行っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） 前、たしか町民体育祭のときに、犬の殺処分、かわいそうな犬たちの写真を展示したことが、去年もあったような気がしていたので、てっきりことしもやるのかなとは思っていたのですが、あれは別に学校とかでもできるという話も聞いていますので、やっぱり子供たちにまずやっぱりそういった意識を植えつけてほしいというのがすごくありますので、ことしはないということですが、今後もいろんな機会とか、そういうのを町でも研究されて、ぜひやっていただきたいなと思います。本当に動物の命を大切にすることというのが、やはりいじめをなくしたり、そういったことにも僕はつながっていくというふうにも思いますので、どうかこの辺は町のほうでまたぜひ検討していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

町長がまたあれば、ぜひ。

○議長（倉持 功君） 町長、橋本正裕君。

○町長（橋本正裕君） それでは、田山議員さんのご質問にお答えをいたします。

今月20日から26日の動物愛護週間ということになっていると思っておりますけれども、前回、前々回も多分田山議員にご紹介いただいてちょっとやったと思うので、ぜひまだ間に合うのであれば、ご紹介をいただいて、先ほど言われたように小学校とか中学校とかというのであれば、その辺はご紹介いただ

いて間に合うか間に合わないか、ちょっと教育委員会あわせてお話をさせていただければ、間に合うのであればぜひ20日から26日だから、その間にできるのではないのかなというふうにも思っておりますし、本当に田山議員おっしゃるとおり、海外が先進地だと思います、ドイツとかオランダとかイギリスとか。今、神奈川県なんかは殺処分ゼロを掲げていて、さまざまな施策を打って行く中で、ゼロに本当に近づいてきているのです。あとは、今、ふるさと納税サイトなんかでもやっていますけれども、クラウドファンディングでそういう基金を集めて、それで殺処分をなくそうとか、そういったこともやっていると思うので、ぜひ議員さんのほうでもこういういい事例が、お金かけずにでもこういうことをやれるよとか、そういうのがあればぜひご案内をしていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） では、私もいろいろまた調べまして、課長のほうに話をしたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

では、これで終わります。

○議長（倉持 功君） これで、動物愛護についての質問を終わります。

次に、有権者の投票率向上の取り組みについての質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長 佐藤友久君登壇〕

○総務部長（佐藤友久君） それでは、3項目め、有権者の投票率向上の取り組みについての有権者の投票率が低下傾向にある中、当町としての取り組みについてとのご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、6月19日に公布されました。選挙権年齢の引き下げは、1945年に女性に参政権が与えられるとともに、25歳以上から20歳以上へと引き下げられて以来、実に70年ぶりの改正となり、満年齢18歳以上、20歳未満の者が選挙に参加することができるということになります。来年夏の参議院選から適用される見通しで、全国で240万人、県内で5万7,000人、町では約500人、2%が新たに有権者に加わることとなります。投票率は年代別に見ると、20代の投票率が最も低く、若者の政治参加意識に課題があると指摘されておりますが、若者のメリットとなる選挙公約の広がりや若者の社会的責任感が育ち、政治離れに歯どめがかかるよう期待するものでございます。

当町の対応といたしましては、これまでも明るい選挙啓発ポスターコンクールへの参加や、中学生や高等学校において生徒会の役員選出に際し、投票箱や記載台を活用していただいておりますが、今後、配布されます政治参加に関する副教材等を活用し、主権者教育の一層の充実を図るとともに、学生に投票や啓発事務への参加を検討してまいりたいと考えております。また、明るい選挙推進協議会や行政区長さんの協力のもと、啓発活動を展開しておりますが、現在の技術的、制度的環境も踏まえ、

投票環境における制約をできるだけ解消、改善し、利便性の向上に努めてまいりたいと存じますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） これはひとつ身近な選挙で言いますと、来年が参議院の選挙があるということで、ぜひ投票率をアップするために取り組みをしてお願いしたいということがあるのですが、実はこれは総務省の選挙部というところですか、こういう資料を出しています。「目で見える投票率」という、これはいろいろ出ていまして、過去のデータも出ているのですが、ちょっと僕は印象的だなと思っているのですが、参議院で平成16年の投票率というのがあって、これは最高というのが島根県なのです。実は、最低というのが茨城県なのです。この最低のときに、一番低かったのが境町なのです。それを前に僕は質問したことがあって、今の執行部の方は皆さんいませんから、10年以上前の話ですから。何でこんなに投票率低くて、もっとアップするためにやらなくてはいけないのではないかという質問をたしかそのときもしたような気がするのですが、そのときの答えというのは、仕方ないよみたいな感じで終わってしまった気がするのですよね、ちょっと特殊だみたいな感じで。非常にこれはやっぱり不名誉なことだなと思います。

それから何回もやって、最下位に名を連ねていませんから、その辺は職員の方の努力とかあって投票率のアップにつながっているのかなというふうには思うのですが、全国的に見てやっぱり今、投票率はすごく下がっています。その中で、つい最近ですけれども、これもいいか悪いかというと、なかなか議論があると思うのですが、ひたちなか市の市民団体が、これ茨城新聞に載った記事ですけれども、これはNPO法人かな、取り組んでいまして、選挙割というのをやるのです。要するに期日までに投票に行ったときに、やると選挙割という制度で商店街でお買い物したときに少し安くしてくれますよみたいな、そういうやり方だと思うのです。これを今回やっているみたいなのですが、これは横浜のほうでたしか始まったのかな、それから少しずつ広まりつつあるという話にはなっています。

これも、だから人によって、やっぱり選挙行くのに、行ったから特典があるから行くようにするというのはどうかという、もちろんそういう意見もあると思います。それではあるのですが、ただ本来に来年、18歳以上の方が、500人近くの方が今度新しく選挙権を得て、その中でまた投票に行く人が少なくなるということではないほうが、やっぱり何とか取り組んでもらいたいという気持ちがあります。ここにもさまざまな取り組みはしたと思うのですが、さっき言った「目で見える投票率」という資料の中に、投票参加促進広告の媒体接触度というのがあって、要するにどういったものを見て投票、選挙ということに関心を持ったかということだと思うのですが、やっぱり一番はテレビなのです。2番が新聞で、3番目が、実はこれ市区町村の広報紙なのです。実は、その市区町村の広報紙でもって選挙に対してやはり知ったということが一番大きいのだなというふうに思います。ただ、これは60歳以上の方が43.4%ですから一番高くて、若い人は13%ですから低いのです。

いろんなところで若い人がどうしてもやっぱり多いのは、テレビ、新聞にはなるのですが、これから本当に若い人がふえる中で、投票率を何とかしてアップしていこうという、その気運をぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思うのですが、過去に、この前、打ち合わせをちょっとしたときに、取り組み方によって投票率が上がったということがあったと聞いたのですが、その取り組みについて教えてもらってもいいですか。

○議長（倉持 功君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（佐藤友久君） あのとときは、たしか前回の県知事選だと思えます。そのときは、全職員が自分の住んでいる地区、そちらを回って各戸に投票を呼びかけました。それでかなり上がったと思えます。

以上でございます。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） 過去に、今、課長の話ですと、要するにそういった住民の人が選挙を何とか行ってもらうような取り組みをした中で投票率が上がったと。何もしないとやっぱり投票率は厳しいのかなというふうに思いますので、いろんな方法、職員の方が全部行くのがいいのかどうかかわらないのですが、やはり投票率をアップしようという意識がないと、なかなか投票率が進んでいきません。場合によっては、どこかの大学では、境町は大学ないですから、学校がないからしようがないですけども、その大学内に期日前投票所を設けたりとか、若い人たちが中心になってどんどん選挙に行こうということで投票率が上がったとか、そういうところもやっぱりあるわけなので、ぜひこれまたいよいよ明年ですし、また再来年には私ども町会議員のほうの選挙もあります。ある意味投票率が少ないというのは、議員としてのこちらの責任も本当にあるというふうに思っておりますけれども、どうか町のほうも投票率がアップするような取り組みをぜひまたお願いしたいと思っておりますので、これはもう本当に要望になりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（倉持 功君） これで田山文雄君の一般質問を終わります。